

議案第53号

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成28年3月9日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年山陽小野田市条例第
169号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表1の部1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改
め、同表2の部1の項右欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第
1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」
を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後
に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給す
べき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日
前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に
支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正後			改正前				
<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>			<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>				
1	傷病補	1 障害厚生年金等	0.88	1	傷病補	1 障害厚生年金等	0.86

償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(略)	(略)
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じ

償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(略)	(略)
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3・4 (略)

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じ

て得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

(略)	(略)
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
(略)	(略)

6・7 (略)

て得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

(略)	(略)
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
(略)	(略)

6・7 (略)